

各業務に付随する経費の負担区分

(別紙 2)

項 目	内 容	町	受託事業者	備 考
施設・厨房設備類	建設設備、厨房設備機器及び付帯設備の建設及び設置費用	○		
厨房内備品類	コンテナ、移動台、作業台、移動シンク 清掃用具入れ、台車、秤 残留塩素計、中心温度計等	○	※	※過失による場合は受託者
施設等維持	施設、厨房施設類、厨房内備品類の修繕料	○	※	※過失による場合は受託者
光熱水費・燃料費	電気、ガス、灯油、重油、上下水道料	○		
通信費	電話、ファックス(委託業務に係る部分のみ)	○		
厨房内消耗品	包丁、まな板、ボール、プラスチック類、タライ、番重 スパテラ、すくい網、ひしゃく、計量カップ、金網ザル 他調理用品	○	※	※過失による場合は受託者
	食器、食缶等配膳用品 ただし、食器は5年に1回を目安に全部を買換えるときは町で購入する。 食缶等も数量がまとまって更新するときは同様とする。	○	※	※受託事業者は過失により破損した場合
	食器・食缶用洗剤、食器・食缶用消毒薬 食材用消毒薬 その他洗剤、DPD剤、ペーパータオル、アルミホイル 食品包装用フィルム、スポンジ、タワシ、消毒薬品等 保存食容器(ビニール袋)、サンコリテップ検査紙(保健所で購入)		○	※自主検査方式についてはスタンプ方式も可。ただし、スタンプ方式の場合写真による記録を要する。
	調理用紙カップ、プラスチックカップ、アルミカップ(献立上必要な場合)	○		
	調理用被服類 作業用上・下衣、前掛け、下処理用前掛け、長靴、 作業用サンダル、マスク(使い捨て)、髪覆い 調理用手袋(使い捨てビニール手袋)、洗浄作業用手袋等		○	
雑貨・文房具類	従業員用茶器、お茶類、事務用品等		○	
医薬品	医薬品類		○	
休憩室の設備・備品	机、ロッカー等	○		
施設付属消耗品類	蛍光灯、殺菌灯等施設に付随した消耗品	○		
その他消耗品	清掃用具類・点検用具類 トイレットペーパー等の主として受託業者が使用する消耗品等		○	
維持管理費	給食室フード排風機清掃 エアコン清掃 病虫害駆除<給食室> ガスバーナー点検清掃 スチームコンベクション(軟水器交換) グリストラップ汲取り清掃		○ ○ ○ ○ ○ ○	※業者の指定なし。業者選定後教育委員会へ報告すること。
	フロン排出抑制法に基づく簡易点検(冷凍・冷蔵庫、エアコン)		○	
	包丁研磨		○	
	野菜裁断機プレート研磨	○		
食材料費	児童用・学校職員用	○		
給食費	受託事業者の給食費(学校職員と同様の定額にて集金とする)		○	小学校:295円/食 中学校:340円/食 (令和7年度現在)
保険	食中毒等で町に損害を与えた場合		○	
従事者人件費等	人件費、法定福利費、福利厚生費		○	
	労働保険、社会保険の加入		○	
	健康診断、検便等の健康管理に要する経費		○	
その他、日々消耗する物資について、受託事業者が負担することが適当と認められる物			○	